平成２３年（フ）第１７５号
新潟市東区石山６丁目13番22号　メゾネットナンバ206号、前住所新潟市中央区小張木３丁目９番41号　ヴィラ・フレンディＤ202号
債務者　若松　幸子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１８２号
新潟市西区山田543番地３　シャルム壱番館302号
債務者　金森美津子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７４号
長崎県長崎市高丘２丁目５番32号　高丘ハイツ103
債務者　吉田　敏子（旧姓宮崎）
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１０５号
長崎県長崎市立山１丁目２番11号
債務者　藏治めぐみ
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１１４号
長崎県長崎市式見町496番地
債務者　浅山　和洋
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２１号
長崎県長崎市石神町34番24号
債務者　北村　栄治
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５号
長崎県長崎市多以良町390番地、旧住所長崎県西彼杵郡長与町高田郷1610番地－Ｄ棟301号
債務者　元寺　克己
1　決定年月日時　平成23年４月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４号
長崎県長崎市川原町1917番地
債務者　清川真由美
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６８号
長崎県長崎市西海町2324番地６
債務者　西田　法子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月15日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８２１号
札幌市北区あいの里４条６丁目13番17号
債務者　星野　優子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４０１９号
札幌市西区発寒14条３丁目１番27号
債務者　藤原　英司
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５５号
札幌市南区藤野２条10丁目８番11号　Ｔ’ｓＨｏｕｓｅ藤野102号
債務者　成田恵美子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０３号
北海道北広島市里見町２丁目１番地17
債務者　飯田　格也
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４９１号
札幌市西区八軒９条西２丁目９番８号
債務者　鎌田　直樹
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第５４８号
北海道石狩市花川北１条１丁目２番地５　サンコーポラス石狩１―203
債務者　坂本　達也
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第６５２号
札幌市白石区菊水１条４丁目３―15―1003
石川好恵方、住民票上の住所札幌市中央区南19条西13丁目２番１―201号
債務者　小野寺聡太
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７１５号
札幌市東区北26条東15丁目１番45―110号
債務者　岩寺　信子
1　決定年月日時　平成23年４月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部